

職員の逮捕事案について

平成24年5月8日
 総務部
 建設部
 上下水道局

I 事件の概要

1 捜査と逮捕、起訴

平成24年1月10日に本市上下水道局所属の (当時) から所属先である下水道整備課へ、法令に違反する行為で警察から任意の取り調べを受けている旨報告があり、自宅待機を命じた。

卜の任意の取り調べは連日続けられ、市には捜査関係者から1月18日に対象となる工事名が伝えられた。また、併せて市関係職員への任意の事情聴取が断続的に続いた。

捜査関係者から、今回は「逮捕事案」となる可能性が大きい旨伝えられたため、1月25日の関係者打合せ会において、事件対応はコンプライアンス条例に基づく「公正職務委員会」において行っていくことが決定された。

1月27日に、「職員の詐欺行為」により が逮捕されるに至り、同日、市役所関係課に家宅捜索がはいり、書類等が押収され、2月17日に起訴されるに至った。

また、2月21日には、「収賄容疑」にて再逮捕され、3月12日に再起訴された。

なお、今回の件の逮捕事案が市の職務に関連した内容であったため、1月27日の逮捕日以降、公正職務委員会が中心となり、事件に関する内部調査及び再発防止策の検討を行ってきたものであり、また、捜査機関における徹底的な原因究明のため、市でもできる限りの捜査協力を行ってきたところである。

2 初回逮捕事案の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 被疑事件 | 職員の詐欺行為 |
| (2) 発生日時 | 平成20年4月30日 |
| (3) 発生場所 | 盛岡市内の金融機関 |
| (4) 被疑者 | 盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課
主査 (職名は当時) |
| (5) 逮捕年月日 | 平成24年1月27日 午後5時2分 |
| (6) 事件の概要 | 平成19年、建設部道路建設課に在籍当時、盛岡市から現金を詐取しようとして、担当した街路工事「盛岡駅青山線街路築造その2工事」について、工事費を水増し発注し、盛岡市に工事代金を支払わ |

せたもの。他に関連企業2名の逮捕者がある。

(7) 工事の概要

- ・ 工事名称 「盛岡駅青山線街路築造その2工事」の概要
- ・ 工事の概要 当該工事は、都市計画道路盛岡駅青山線が国道46号と立体交差する（前九年Ⅰ工区）の街路事業（延長L=418m 事業期間：平成10年度～19年度）のうち、前九年一丁目、二丁目地内の国道46号との立体交差部を含めた区間（276m）の街路築造工事を施工したものの
- ・ 工事の場所 盛岡市前九年一丁目外地内
- ・ 工事の期間 当初 平成19年5月23日～平成19年12月12日
第1回変更 ～平成20年3月17日（工期）
第2回変更 ～平成20年3月30日（金額・工期）
- ・ 当初契約額 66,478,650円（税込）
- ・ 最終契約額 85,332,450円（税込）（18,853,800円増額）
- ・ 契約の相手方

3 再逮捕事案の内容

- (1) 被疑事件 収賄容疑
- (2) 発生日時 平成19年12月頃
- (3) 発生場所 盛岡市内
- (4) 被疑者 上下水道局上下水道部下水道整備課 主査 （職名は当時）
- (5) 再逮捕年月日 平成24年2月21日
- (6) 事件の概要 平成19年12月、盛岡市建設部道路建設課在籍当時、盛岡市が随意契約により約70数万円で発注した「街路用地整備工事」に関し、同工事の設計金額に関する情報を教示するなどし、発注先社員から有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、ビール券約200枚（約十数万円相当）の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を收受したもの。
- (7) 工事の概要 当該工事は、都市計画道路明治橋大沢川原線の街路事業で必要となった大通三丁目の道路用地で、工事に着手するまでの管理のため、ガードレール及び単管パイプ設置工事を施工したものの。
工事は、平成19年12月から平成20年1月下旬で実施した。

4 事件経過

- 平成24年1月10日 下水道整備課に連絡あり。1月7日から警察の事情聴取を受けているとのこと。
- 1月27日 逮捕（詐欺容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査、関係資料の押収。

- 1月29日 盛岡地方検察庁に送検。
- 2月13日 被害申告書提出（「盛岡市職員の逮捕事案に係る被害申告書の提出
について」 盛岡市長名 盛岡東警察署長あて）
- 2月17日 拘留期限。起訴（公判請求）。
- 2月21日 再逮捕（収賄容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査，関係資料の押収。
- 3月12日 拘留期限。再起訴（公判請求）
- 4月20日 元社員 初公判，結審
- 4月25日 被告，協積産業元社員 被告 初公判
- 4月27日 被告 懲戒免職

5 公判の状況

(1) 詐欺事件の公判

- ・日 時 平成24年4月20日
- ・場 所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・公判の事由 に対する詐欺事件
- ・被告人 元社員
- ・求 刑 懲役2年（弁護側は執行猶予付き判決を求めた）
- ・公訴事実（起訴状より要約）

被告， |被告， 被告は，盛岡市が（株）恵工業に発注した盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約を変更する際，市から現金を詐取しようと考え，共謀の上，架空工事代金等を盛り込むため，単価等を過大に計上し，請負金額を1,885万3,800円増額する旨を記載した内容虚偽の変更工事設計書等を作成し，請負金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する請負変更契約を締結させた上，水増しされた請負金額 約1,594万7,400円を含む5,883万2,450円を振込入金させ，盛岡市から現金を詐取した。

- ・公判の概要

検察側の起訴状朗読に続く罪状認否において， |被告が起訴事実を認めたため，論告求刑が行われ，公判は結審し，次回公判で判決言い渡しが行われる予定。

- ・次回公判日程

平成24年6月8日

(2) 詐欺及び収賄事件の公判

- ・日 時 平成24年4月25日
- ・場 所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・公判の事由 に対する詐欺等事件
- ・被告人 元盛岡市職員 ・
元社員
- ・求 刑 -

・公訴事実

(詐欺容疑) (起訴状より要約)

被告、被告、被告は、盛岡市が(株)恵工業に発注した盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約を変更する際、市から現金を詐取しようと考え、共謀の上、架空工事代金等を盛り込むため、単価等を過大に計上し、請負金額を1,885万3,800円増額する旨を記載した内容虚偽の変更工事設計書等を作成し、請負金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する請負変更契約を締結させた上、水増しされた請負金額約1,594万7,400円を含む5,883万2,450円を振込入金させ、盛岡市から現金を詐取した。

(収賄容疑) (※ 公判での起訴状朗読より要約)

平成19年12月、市役所において被告から、随意契約の見積書を提出させる際、70万円の設計金額を内報する謝礼であり、今後も同様の取り計らいを求めるものと知りながら、ビール券200枚、13万4,400円相当を、自己の職務に関し賄賂を受けた。

・公判の概要

検察側の起訴状朗読に続く罪状認否において、被告は起訴事実を認めた。

なお、被告の弁護側が、検察側の証拠の一部に同意しなかったため、論告求刑等を含めた審理は、次回公判以降行われることとなった。

また、被告については、弁護側が詐欺事件について争わないとしたため、次回公判で論告求刑が行われる予定。

・次回公判日程

被告 平成24年5月18日

被告 平成24年5月22日

6 職員の処分

(1) 被告の処分

平成24年2月17日付で起訴されたことによる休職処分を行った。

また、起訴事実に関し、平成24年4月25日に行われた詐欺等事件の公判において、被告である被処分者が詐欺及び収賄について認めたことから、平成24年4月27日付けで懲戒免職処分とした。

(2) 関係職員の処分

関係職員の処分については、今後の公判の状況を見ながら、厳正な対応を行うものとする。

7. 指名停止措置

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づき、次の措置とした。

- ・ (指名停止期間 H24.4.1~H24.11.30 (8月))
- ・ (指名停止期間 H24.4.1~H24.12.31 (9月))

II 事件対応について

1 調査体制について

容疑者の逮捕が確実視される中、今後の対応については、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく、公正職務審査会及び公正職務委員会において検討することを、平成24年1月25日の関係者打ち合わせ会において確認した。

(1) 公正職務委員会

第一回委員会は1月27日の 容疑者の逮捕日での開催となったが、以降必要に応じ開催した。

なお、内部調査の実施及び再発防止策の検討を行うため、委員会の体制見直しを行った。

- ・ 内部調査部会及び再発防止検討部会の設置 (委員長決裁)
 - (内部調査部会) 総務部次長, 財政部次長, 職員課, 契約検査課
 - (再発防止部会) 建設部次長, 都市整備部次長, 上下水道部次長及び所属各課
- ・ 委員の拡大 (組織規則及び委員会規程の改正)
 - (現行) 委員長 川村副市長
 - 委員 市長公室長, 総務部長, 財政部長, 会計管理者
 - (新たな委員を任命)
 - 委員 細田副市長, 上下水道事業管理者, 建設部長, 上下水道部長
- ・ 施行日 平成24年2月1日

(2) 公正職務審査会

外部の有識者からなる公正職務審査会を開催し、逮捕事案の内容を説明するとともに、再発防止に向けた取組等について意見を聞いた。

2 内部調査の実施

(1) 事務執行体制についての調査

- ①事務執行体制についての聴き取り及び事情聴取の状況の聴き取りの実施 (約40名)
- ②関係職員からの聴き取りの結果、以下のことが確認された。
 - ・ 設計積算・監督職員を同一の職員が執行している場合が多いため相互チェックが機能しにくい。
 - ・ 工事の発注時期が集中することなどにより、短期間で決裁となっていることから、チェック体制が十分に機能していなかった。
 - ・ 業者との関係における公務員倫理の徹底が不足していた。
 - ・ 担当課発注工事において、業者選定理由を含め、市民への発注状況の説明、透明

性を高める対応が不十分であった。

(2) 他の工事発注の状況調査について

市がこれまで行ってきた工事発注について、市に文書が残っている平成22年度文書を中心に、次の点に着目し、同様な不適切事案がないか調査を行った。

調査結果は、次のとおりとなっている。(詳細は、9ページ資料参照)

・逮捕事案に関係する業者への発注分について

平成22年度の対象工事6件について、変更契約を含めた設計内容、見積単価を含めた積算内容及び現地確認の調査を実施した結果、適切に処理されていた。

・担当課の工事契約(随意契約)について

平成22年度の複数受注数の多い対象工事24件の内、押収されている2件を除く22件について、見積単価を含めた積算内容等の調査を実施した結果、適切に処理されていた。

(3) 公判の状況を受けた内部調査

4月20日及び4月25日の公判の状況を受け、次の内部調査を実施する。

①関係職員からの聴き取り調査

逮捕事案に関し、組織的な関与があったかどうか、また、工事発注に際し、正規な手続きを取らずに別の工事費を含めるなどの不適切な事務執行が行われていたかどうかについて関係職員から聴き取り調査を行っており、併せて、担当課発注の工事に係る情報管理の問題点について、引き続き、市としての事実確認を進めていく。

②工事関係図書に係る調査

次により、適切な手続きを経ずに実施した工事の有無について、工事関係図書の調査を実施する。

・道路建設課については、平成13年度から22年度までの過去10年間の工事について調査することとし、現在、書類が残っている工事に対する調査に着手している。また、押収書類の還付については、警察と相談を行っており、還付され次第、速やかに調査することとしているが、判決後でなければ還付されない書類については、判決後に調査を行うこととしている。調査は、年内を目途に中間報告を行うよう取り進め、年度内には取りまとめることとする。

・道路建設課以外の調査については、平成22年度から過去5年を先行しながら、平成13年度までの過去10年間の調査を実施することとし、調査は、平成22年度から過去5年間について、年内を目途に中間報告を行うよう取り進め、年度内に取りまとめることとする。

Ⅲ 再発防止に向けた取組

1 実施済みの取組(平成24年2月24日付依命通達)

工事及び業務委託の発注等に係るチェック体制として、次の体制とする。

- (1) 設計書を作成する前に、工事内容及び契約方法について、担当職員と担当係長が所属長と課長補佐に説明し、確認をとる。
- (2) 作成した設計書は、担当係、他係などにおいてダブルチェックする。
- (3) 工事における協議、指示及び承諾事項等については、設計変更の必要性と変更金額をその都度、判断し、決裁を得る。
- (4) 変更設計が必要と判断した場合は、変更内容及び変更理由などについて、担当係、担当係長が所属長、課長補佐に説明し、確認をとる。

2 工事等に係る事務改善計画の策定

- (1) 「工事等に係る事務改善計画」及び「工事等に係る事務改善計画の運用について」を策定し、適正な事務執行体制について全庁に周知徹底を図った。
- (2) 公判の状況を受けた改善策について
公判の状況を受け、全庁に対し、随意契約に係る適正な事務執行に向け、次の事項の徹底を図った。
 - ・見積徴収事務においては、当該工事の担当係以外の係が担当すること。
 - ・執行者は、複数とし、実施伺いにおいて執行者名を明記すること。
 - ・公益通報制度について、契約業者に対する周知徹底を図る。

3 職員の倫理規程等の制定

(1) 職員倫理規程及び職員サービスハンドブックの策定

職務執行に係る収賄事件であることを厳粛に受け止め、利害関係者からの金銭・物品等の贈与禁止、酒食等のもてなしの禁止や無償での役務の提供を受けることの禁止など、倫理保持のための具体的なルールを定めた「盛岡市職員倫理規程」及び「職員サービスハンドブック」を制定し、法令遵守及び公務員倫理の保持徹底を図った。

4 職員の意識改革

平成24年度から、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「盛岡市職員倫理規程」に基づき、新採用職員や中堅職員、係長級職員を対象とした全ての階層別研修において、コンプライアンス研修を実施するとともに、部課長会議や管理者を対象とした特別研修において「工事等に係る事務改善計画」及び「職員倫理規程」の周知と職場における取組の徹底を図っている。

・職員研修等の実施

平成24年 4月10日	新採用職員研修
4月12日	部課長会議
4月18日	監督員研修（契約検査課）
4月18日	庶務担当者研修
4月20日	管理職等特別研修
4月26日、27日	非常勤・臨時職員研修

IV 今後の対応

1 公判への対応

平成24年4月20日及び4月25日に公判が行われたが、今後予定されている5月及び6月の公判の状況を見ながら、必要な対応を行っていく。

2 損害賠償請求

損害賠償請求については、今回の逮捕事案が、市の発注工事に係る詐欺事件であることから、市民の利益の保護の観点からも必要なものであるが、被害額等の確定など公判での事実確認等を要するため、状況に応じて検討を行っていく。

他の工事発注の状況調査について

調査状況

(1) 逮捕事案に関する業者（恵工業）

平成22年度の対象工事6件について、変更契約を含めた設計内容、見積単価を含めた積算内容及び現地確認の調査を実施した結果、適切に処理されていた。

課	件数		点検者	設計・積算	現地確認	結果	備考
道路建設課	2		別の者	○	○	適切	
下水道整備課	4		別の者	○	○	適切	
計	6						

(2) 担当課の工事契約（随意契約）

平成22年度の複数受注数の多い対象工事24件の内、押収されている2件を除く22件について、見積単価を含めた積算内容等の調査を実施した結果、適切に処理されていた。

請負者	課	点検者	設計・積算	現地確認	結果	備考
A社	道路管理課(2件)	別の者	○	○	適切	
	交通政策課(1件)	別の者	○	○	適切	
	道路建設課(2件)	—	—	—	—	押収
	公園みどり課(1件)	別の者	○	○	適切	
B社	河川課(4件)	別の者	○	○	適切	
	道路建設課(1件)	別の者	○	○	適切	
C社	河川課(5件)	別の者	○	○	適切	
D社	公園みどり課(3件)	別の者	○	○	適切	
E社	浄水課(3件)	別の者	○	○	適切	
	施設管理課(2件)	別の者	○	○	適切	

(3) 点検の内容

- ・点検は、工事担当者以外の者が、設計・積算内容および現地を確認した。
- ・設計・積算内容については、数量計算、歩掛り、採用単価等不審な点がないか確認した。
- ・現地については、設計内容と規格・延長等出来形が一致しているか確認した。